

次期消費者委員会への移行に当たっての留意事項

平成29年8月29日
消費者委員会

第4次消費者委員会は、平成27年9月の発足以降、各種の消費者問題について精力的に調査審議を行ってきたが、この8月末に任期満了を迎える。この間、建議や提言、意見等を計19件、諮問に応じた答申を計33件発出し、これらを受けて、関係省庁等において制度の見直しや運用の改善が図られるなど、確かな成果が得られたところである。

他方、継続的な取組やフォローアップ等が必要な課題、第4次委員会の任期中では十分に審議を尽くせなかつた課題、第5次委員会の発足後に新たに対応が必要となることが見込まれる課題等も存在する。

このため、第4次委員会としては、この9月に発足する第5次委員会において、これらの課題への適切な対応のため、下記の点に留意して調査審議を行っていただくことを期待する。

記

1. 下部組織の運営について

次に挙げる部会及び専門調査会については、第5次消費者委員会の発足後、審議体制を整備することが必要である。また、新たに専門的な事項等を調査審議する場合には、必要に応じ、既存の下部組織を再開もしくは新たな下部組織を設置していただきたい。

(1) 新開発食品調査部会

特定保健用食品の表示の許可に関し、消費者委員会は、消費者庁より恒常に諮問を受けることから、諮問に応じた調査審議の実施体制を常時備えている必要がある。

(2) 食品表示部会

食品表示法及び食品衛生法に基づく食品の表示基準の改正等に向けて消費者庁より諮問を受けた際への対応のため、調査審議の実施体制を継続することが必要である。

(3) 公共料金等専門調査会

各省庁が所管する公共料金等について、決定過程の透明性、消費者参画の機会及び料金の適正性の確保等に向けた課題を検討するため、調査審議の実施体制を継続することが必要である。

(4) 徳島県における取組の検証のための専門調査会

「政府関係機関の地方移転にかかる今後の取組について」（平成 28 年 9 月 1 日まち・ひと・しごと創生本部決定）により、消費者委員会は、消費者庁や国民生活センターの徳島県での取組につき、専門調査会の開催等を通じて、成果の検証及び提言・助言を行うこととなっており、本年 7 月に消費者庁が徳島県に「消費者行政新未来創造オフィス」を開設したことを受け、消費者委員会においても新たな専門調査会を速やかに立ち上げ、同オフィスの取組についてフォローを開始する必要がある。

2. 当面の主要課題

次に挙げる課題については、既存の下部組織等の再開や新たな下部組織の設置を含めて、引き続き関係省庁等の取組の監視を行う必要がある。

(1) 脆弱な消費者の保護

- 現下の社会情勢等を踏まえると、高齢者・若年成人等の脆弱な消費者への保護対応は喫緊の課題である。本年 8 月の消費者契約法に係る本委員会の付言を付した答申への対応につき、残された今後の課題の検討を含め、消費者庁の取組を注視する必要がある。
- 加えて、「成年年齢引下げ対応検討ワーキング・グループ報告書」の提言を踏まえた消費者教育の充実、消費者被害対応の充実等が検討されるよう、関係省庁等の取組を継続的にフォローする必要がある。
- 地域で高齢者等を見守るための消費者安全確保地域協議会の設置状況が非常に低調であることから、地方自治体における設置促進のための取組が強化されるよう、消費者庁による対応状況を注視する必要がある。

(2) 食品表示

- 加工食品の原料・原産地表示に関する食品表示基準につき、本年 8 月に発出した答申書に関して、前提条件や付帯意見への対応に向けた関係省庁の取組を確認していく必要がある。
- 特定保健用食品については、消費者委員会が平成 28 年 4 月に発出した建議への実効性のある対応の実施に向けて、平成 29 年 1 月に発出した建議の実施報告に対する意見も踏まえ、消費者庁の取組を継続的にフォローする必要がある。
- 食品の機能性に関する表示を認める保健機能食品制度については不断の検証を行うことが重要である。特に、機能性表示食品制度については、制度の運用状況や制度に対する消費者の理解度等を踏まえ、改善に向けた見直しが行われることが重要であり、そのための消費者庁の取組を継続的にフォローする必要がある。

(3) 公共料金

- ・ 小売全面自由化が行われた電力・ガス市場について、2020年以降に見込まれる経過措置料金規制の解除等に向け、自由化が消費者にもたらす影響についてフォローアップを行う必要がある。
- ・ 平成26年に行われた中部電力による電気料金引上げについて、原価算定期間（平成26～28年度）終了後のフォローアップを平成29年度内に行う必要がある。
- ・ 平成29年1月に行われた東京都特別区及び武三地区のタクシー運賃の組替えについて、組替え後3年内に事後検証を行う必要がある。

3. その他の主な継続的課題

- ・ 地方消費者行政推進交付金の適用対象が平成29年度までの新規事業に限定されていることから、平成30年度以降の地方消費者行政の充実・強化が適切に行われていくのか、関係省庁等の取組を注視する必要がある。
- ・ 身元保証等高齢者サポート事業に関する消費者問題についての建議等、これまでに行った建議等について、関係省庁による取組を引き続きフォローしていく必要がある。
- ・ 消費者委員会として本年8月に提言した消費者行政における執行の充実・強化や、事故情報の一層の活用による事故の未然防止等の課題、その他、銀行カードローン問題や、電子マネーに関する消費者被害等を含むネット社会の発展に伴う消費者問題等の課題について、関係省庁の取組を注視していく必要がある。

4. その他

- ・ シンポジウムや意見交換会等の開催を通じ、地方や関係団体から直接意見を聴取することにより、消費者問題の現場との結び付きの強化を継続的に図ることが重要である。また、各種の民間団体等との連携を取りつつ、一般消費者の参画も得たフォーラムの開催等を通じて、消費者委員会の取組の成果等を共有していくことが重要である。
- ・ 消費者委員会が独立して消費者行政全般についての監視機能を十全に果たすことを担保するため、その事務局体制の引き続きの充実・強化を図ることが重要である。
- ・ 消費者委員会の活動やその成果等の認知度を向上させるための広報の取組について、新たな広報手段の活用等を含めた工夫を図ることが重要である。

（以上）